

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団運営規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団の業務の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところにより、その他の用語の意義は定款の例による。

- (1) 定 款 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団定款をいう。
- (2) 財 団 公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団をいう。
- (3) 設置者等 定款第3条に定める設置者及び幼稚園関係団体で、財団の事業の対象となるものをいう。
- (4) 教職員等 定款第4条第1項第1号に定める教職員等及び幼稚園関係団体の職員をいう。
ただし、満70歳に達した日の属する年度末を経過した者（以下「みなし退職者」という。）及び雇用契約において退職金の支給を要しない者を除く。
- (5) 細 則 定款第48条に定める細目をいう。

(業務執行の基本原則)

第3条 財団の業務は、法令、定款、この規則及び細則その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するように執行しなければならない。

第2章 基金の運用

(基金の運用)

第4条 財団の基金は、当座の支出にあてるため必要、かつ最小限度の現金または短期の預金として保有するほかは、長期の預金もしくは金銭信託又は有価証券その他の方法により、安全、かつ、有利に運用しなければならない。

第3章 申込、辞退及び異動報告等

(申込の手続き)

第5条 定款第7条第1項に規定する設置者は、申込書に第12条に規定する納付金を添えて申込まなければならない。

(設置者等としての資格の喪失)

第6条 設置者等は、次の各号の1に該当するときは、財団の事業の対象から除く。

- (1) 辞退
- (2) 定款第8条に規定する負担金（以下「負担金」という。）の納付を6箇月以上滞納

したとき。

(3) その他理事会において不相当と認めた場合。

(辞 退)

第7条 財団の行う事業の対象から辞退しようとする設置者等は、その理由を附して辞退届を提出し理事会の承認を受けなければならない。

(債務の弁済)

第8条 財団の事業の対象から除かれた設置者等が財団に債務を負っている場合は、直ちにその債務を弁済しなければならない。

(異動報告)

第9条 設置者等は、教職員等又は当該設置者等に関し次の各号に掲げる事由が生じたときは、10日以内に、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に報告する際併せて異動報告書を財団に提出しなければならない。既に報告した事項に誤りがあったために、これを訂正する場合も同様とする。

- (1) 教職員等が新たに私立学校教職員共済制度の加入者として資格を取得し、又は喪失したとき。
 - (2) 教職員等の氏名に変更があったとき。
 - (3) 設置者等の名称、住所又は代表者に異動のあったとき。
 - (4) 設置者等が新たに幼稚園等を設置し、廃止し又は幼稚園等の名称若しくは位置を変更したとき。
 - (5) 設置者等が解散又は合併したとき。
- 2 設置者等は、私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の2の6第1項の規定により事業団に給与の月額について届け出をする際併せて届書を財団に提出しなければならない。既に届け出た事項に誤りがあったためにこれを訂正する場合も同様とする。
- 3 事業団に報告をし、又は届け出をする必要のない設置者等又は教職員等についても前2項の規定の例による。

(資格の中断)

第10条 教職員等で次の各号の一に該当するものは、設置者等が事前に届け出ることにより、財団の行う事業の対象となる教職員等としての資格（以下この条及び第13条において「資格」という。）を中断することができる。

- (1) 育児休業等により、給与の全部又は一部を受けなくなった者
 - (2) 定年退職後の再雇用により、労働条件が変更された者
 - (3) その他、設置者等が中断を必要とする者
- 2 中断中の負担金については、納付を要しない。
- 3 設置者等が事前に届け出ることにより、資格の中断を解除することができる。

(休職等の場合の特例)

第 11 条 教職員等が、在職中に休職又は停職その他これらに準ずる事由により給与の全部又は一部の支給を受けなくなった場合においても、現実に退職するまでは、この制度を適用する。

2 前項の給与の全部又は一部を減じて支給を受ける者の負担金額の算定は休職前の標準給与月額を基礎とする。

第 4 章 納付金及び負担金等

(納付金の額)

第 12 条 定款第 7 条第 2 項に規定する納付金の額は 15 万円とする。

(負担金の額及び標準給与の月額)

第 13 条 財団の行う事業の対象となった設置者等は、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号。以下「共済法」という。）第 22 条第 1 項の例により作成した別表 1 により定められた教職員等それぞれの標準給与の月額に 1000 分の 79.6 を乗じて得た額の合計額を負担金として毎月財団に納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体より負担軽減のため当該負担金に対する補助があったときは、相当分を控除する。

2 標準給与の月額は、教職員等が毎年 7 月 1 日に使用される設置者等において同日前 3 ヶ月間に受けた給与の総額を 3 で除した額を給与月額として、別表 1 の等級区分により定める。

3 前項の規定にかかわらず、4 月 2 日から 6 月 30 日の間に給与が改定された教職員等の標準給与の月額は、給与が改定された日現在の給与月額を算出基礎として別表 1 により定める。

4 前二項の規定によって定められた標準給与の月額は、その年の 10 月から翌年の 9 月までの各月の標準給与の月額とする。

5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、新たに資格を取得した教職員等の標準給与の月額は、資格を取得した日現在の給与月額を算出基礎として別表 1 により定め、資格を取得した月からその年の 9 月（4 月 2 日から 12 月 31 日までの間に資格を取得した者については、翌年の 9 月）までの各月の標準給与の月額とする。

6 次の各号の一に該当する教職員等の標準給与の月額は、新たに資格を取得した教職員等の例による。

(1) 第 10 条第 3 項の規定により資格の中断が解除された場合

(2) 第 11 条第 1 項に定める事由に該当しないこととなった場合

7 標準給与の月額を定めるに当たっては、その算出基礎となる給与月額には通勤及び住宅のために支給される手当を含まないものとする。

(負担金の納付期限)

第 14 条 負担金はその月の分を翌月末日までに納付しなければならない。

(納付通知書の送付)

第 15 条 財団は、設置者等の負担すべき各月の負担金をあらかじめ算出し、その額を納付通知書に記載して、各月の負担金納付期限の少なくとも 10 日前までに当該設置者等に送付するものとする。

(未納通知及び延滞金)

第 16 条 負担金を延滞した設置者等に対しては、未納通知書を送付しなければならない。この場合において、未納通知書により指定する期限の少なくとも 10 日前までに当該設置者等に送付するものとする。

2 負担金を滞納した設置者等は、負担金の額に、納付期限の翌日から負担金完納の日までの日数に応じ、年 8.7 パーセント（当該納付期限の翌日から 3 ヶ月を経過する日までの期間については、年 2.4 パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければならない。

3 前項の延滞金は、次の各号の一に該当するときは、同項の規定にかかわらずこれを徴収しない。

(1) 未納通知書に指定した期限までに負担金を完納したとき。

(2) 滞納につきやむを得ない事情があると理事会が認めたとき。

4 延滞金の総額に 1 円未満の端数があるときその端数は切り捨てる。

第 5 章 退職手当資金の給付

(退職手当資金の給付)

第 17 条 定款第 4 条第 1 項第 1 号の規定による退職手当資金（以下「資金」という。）は、教職員等が退職した場合（死亡による退職を含む。以下同じ。）に、その勤務する設置者等が退職者又は遺族（退職した者が退職金の支給を受ける前に死亡した場合を含む。以下同じ。）に支給する退職金に充てるため当該設置者等に給付する。

2 遺族の範囲及び給付順位は、国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）の例によるものとする。

3 設置者等が支給する退職金の額は、第 1 項の資金の額を下廻ってはならない。

(退職とみなす場合)

第 18 条 教職員等が満 70 歳に達した日の属する年度の末日をもって、退職したものとみなす。（以下「みなし退職」という。）

2 みなし退職により資金の給付を受けた設置者等は、本人が退職するまでその資金を当該設置者等で保管するものとする。

(資金の額)

第 19 条 財団が給付する資金の額は、退職した者の平均標準給与の月額に別表 2 に掲げる勤続期間及び退職の理由による区分に応じた率を乗じて得た額とする。ただし、第 10 条第 2 項に定める、定年退職後再雇用の場合については、その時点での算定の基礎

となる勤続期間及び平均標準給与月額によって決定するものとする。

- 2 前項の場合において、死亡が職務上のものであるかどうかは、財団の理事長が認定する。
- 3 資金に1円未満の端数があるときその端数は切り捨てる。

(平均標準給与の月額)

第20条 前条第1項の平均標準給与の月額は、退職の日の属する月から起算してその前60ヶ月の各月における標準給与の月額の合算額の60分の1に相当する額とする。ただし、退職前の期間に未納及び中断の期間がある場合は、当該未納及び中断期間を除き60ヶ月遡るものとする。

- 2 教職員等であった期間が60ヶ月に満たない者の平均標準給与の月額は、教職員等であった全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。
- 3 平均標準給与の月額に1円未満の端数があるときその端数は切り捨てる。

(勤続期間の計算)

第21条 資金算定の基礎となる勤続期間の計算は、設置者等の教職員等として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、設置者等の教職員等となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数とする。
- 3 退職した教職員等が他の設置者等に就職し引続き勤務した場合、当該教職員等は退職しなかったものとみなし、前後の在職期間は引き続いた在職期間とすることができる。この場合当該教職員等は、前任及び後任の設置者等（以下「関係設置者等」という。）の許可を受け、かつ関係設置者等は事態発生日から10日以内に所定の手続きを行うものとし、財団は前任の設置者等に対して当該退職に係る資金の給付を行なわない。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、第10条で定める中断期間など、設置者等が財団に納付すべき負担金について未納及び中断の期間があるときは、その未納及び中断の期間に係る月数は、前3項の規定により計算した在職期間から控除する。

(資金の給付制限)

第22条 次の各号の一に該当する場合は設置者等の申告に基づき資金の全部又は一部を給付しないことができる。

- (1) 教職員等が懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分により退職した場合。
- (2) 教職員等が設置者等の規定に定められた退職金の全部又は一部を支給しないこととする事由に該当して退職した場合
- (3) 教職員等が刑事事件に関し起訴され、その判決の確定前に退職した場合。ただし、禁固以上の刑に処せられなかった場合は、判決確定後にこれを給付する。
- (4) その他教職員等本人の責に帰すべき理由により退職金の全部又は一部を支給しない場合

- 2 設置者等は、前項の申告に退職金を減額する割合とその理由を当該教職員等の個人情報保護に配慮したうえで記載するものとし、財団は、退職金を減額する割合と同一の割合で資金を減額して給付する。
- 3 前2項の規定に基づき資金の全部又は一部を給付しないときは、拠出された負担金額に相当する額の2分の1に前項に規定する割合を乗じた額を当該設置者等に交付する。

(資金の請求手続)

第23条 設置者等が、資金の給付を受けようとするときは請求書を財団に提出しなければならない。

- 2 退職の理由が職務上の死亡によるものである場合においては、設置者等は、その原因、経過等を詳細に記載した書類を前項の請求書に添付しなければならない。
- 3 みなし退職の場合は、みなし退職者に係る確約書を第1項の請求書に添付しなければならない。

(裁定等)

第24条 財団は、請求書を受理したときは、これを審査し、資金を給付すべきものと認めるときは、すみやかに裁定通知書及び支払通知書を設置者等に交付する。

- 2 前項の場合においては、審査の結果資金を給付することができないと認めるときは、書面であつ理由を付してこれを設置者等に通知する。

(給付証明書類)

第25条 財団は、資金を設置者等の指定する金融機関口座に振り込み、当該金融機関の振込金受付書をもって給付証明書類とする。

- 2 資金を受領した設置者等は、すみやかに退職者又は遺族に退職金を支給し、引き換えに徴収した退職金領収書の写しを財団に提出しなければならない。
- 3 前項にかかわらずみなし退職者が退職し、設置者等が退職金を支給したとき、みなし退職者に係る退職金領収書の写しを財団に提出しなければならない。
- 4 前2項に規定する退職金領収書の写しは、退職金を退職者又は遺族の指定する金融機関口座に振り込むときは、当該金融機関の振込金受付書の写し（振り込んだ日付、退職者氏名、退職者名義金融機関口座及び振込金額の分かるもの）に原本証明したもので代えることができる。

(辞退等の場合に交付する交付金)

第26条 設置者等が第6条の規定により事業の対象から除外された場合においては、当該設置者等が当該資格喪失の際現に勤務している教職員等が退職した場合に給付する退職手当資金の100分の70に相当する額（以下「交付金」という。）を当該設置者等に交付する。

- 2 前項の交付金は、資格を喪失した日から1年を経過する日（以下「据置期間」という。）までは支払いを行わない。

第6章 補 則

(虚偽の排除)

第27条 設置者等が財団に提出する文書に虚偽の記載をした場合には、すでに給付した資金を返還させ、又はその給付を停止することができる。

(調 査)

第28条 財団は、負担金又は退職金に係る事項等につき必要があると認める場合には、設置者等の帳簿書類を調査し、又は必要な報告を求めることができる。

(審査の請求)

第29条 財団の処分に対して不服のある設置者等は、財団に対して文書をもって審査の請求をすることができる。ただし、不服申立ての事項が軽易なものと認められるものについては口頭によることができる。

- 2 前項の規定による審査の請求があったときは、財団はその請求を受領した後すみやかに審査して裁決してなければならない。
- 3 裁決は、文書により、かつ理由を付して行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、この公益法人の設立の登記の日から施行し、適用については定款附則第1項の例による。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日から昭和41年5月31日迄にこの財団の事業の対象となった設置者に現に勤務する教職員等に関し必要とする報告等については理事長が別に定める。

(過去の勤務期間の通算等)

- 3 昭和41年4月1日前の勤務期間（以下「過去勤務期間」という）は、勤続期間に算入しない。ただし、前項に算定する教職員等のうち当該設置者に係る過去勤続期間を有するものの同日後における勤続期間が2年以上になったときはこれを通算する。この場合において当該勤務期間の始期が昭和36年4月1日前であるときは、これを昭和36年4月1日とする。
- 4 昭和41年4月1日に新たに共済制度の加入者となった者で、同日前の勤務期間がある者についての前項のただし書きの適用については、同一設置者に同日以後引き続き2年以上勤務した場合についてのみこれを適用する。

この場合の退職手当資金の額は第16条にかかわらず、下記の1及び2の方法より算出した額の合計額とする。

- (1) 昭和41年3月31日以前の勤務期間についての均標準給与月額を12,000円とみなし、これに昭和41年3月31日迄の勤務期間及び退職理由に応じて、別表の乗率を

乗じて得た額。

- (2) 平均標準給与月額に、昭和 41 年 4 月 1 日以後の勤務期間および退職理由に応じて、別表の乗率を乗じて得た額。

附 則（令和 2 年 6 月 19 日）

- 1 この規則は、令和 2 年 6 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の規則第 25 条の規定は、この規則の施行前に給付された資金についても適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 28 日）

この規則は、令和 3 年 6 月 29 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日）

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。